謹言

上京の前尚は一回出港せば其存
居り候処隈ねて申し置き候
通り去月十一日まで又は是非一度
上京の隈化異なる事を生じたる
と去る日ハ至ず御ゆ於て富の重役
を接したるとして去る夜心あしだ
も一先上京仕り候ハ男く御の風聞の
或る御坐候へば今東申し候
まで無て変とは存じ候へども
何分命掛りの御坐候ハ今後の
変共の聞し矢附き候ハ柄前御
参考まで申し候へば

第一他業とも如何を決するを
第二事とも如何ば縣の雲帝国議の
とも事如何なれとも何れ如一
を事如何なれとも決するを
第三共の事とも如何なれば恵く事如
やまれとも隈貨なる地方が
人だけしなる事如何を決するを

而申越の状勢を案中するを所にては
宇の及びて辞稿決心して掛りなれば
事はどうなる優る不貴を取りなる
と頗る心配を堪へず候此の変を
を申越のこと有りなれば越作両国の事
ぜ我が業全体の関する敬大なるとは
い候へども而は申越る前して此
の成を起すを殊る深く御坐候
之を引合を出し候記る御坐候宇
事はずを止めば帝とも政治をなりなれば
農変の之を接に煙を国業の其の他
般の変の彼等の為を所概ね此の

の感を起さしむ　殊に深く御憐察被下度候
主義を以て申さば　一般に經て[illegible]御[illegible]
今日は猶ほ[illegible]ならば　常に政治を以て[illegible]まで
豊かならざる者に[illegible]其の地位
般の事に從事する者にして　概ね此の
如し　即ち一箇の[illegible]と一般社會の[illegible]
從事する者[illegible]と
を[illegible]先づ其の限りある[illegible]
人が政權を[illegible]するを[illegible]と
や無數の[illegible]が政權を[illegible]
ある事[illegible]殊
る縣會の如き[illegible]島一箇が黨派の[illegible]
とあらば他黨派は必ずや[illegible]看
より從事する[illegible]の[illegible]を[illegible]
解散の[illegible]これ等の[illegible]從事は少
數とあらず　解散の[illegible]從事する
存すと

臨時縣會の事[illegible]人は[illegible]縣會[illegible]
[illegible]縣[illegible]中[illegible]
[illegible]新聞の位地を據く

申候[illegible]一日[illegible]中[illegible]
試[illegible]見るが如く[illegible]
ば道を進[illegible]の覺悟[illegible]
一[illegible]進退を[illegible]如[illegible]
[illegible]常に我が[illegible]の[illegible]を
見え[illegible]又[illegible]
[illegible]一[illegible]
[illegible]御[illegible]此の[illegible]
[illegible]御明[illegible]
[illegible]は其の理由

御明示被下度候
波多野傳三郎
十一月五日
中嶋先生 侍史